

放送同時配信等の許諾の推定規定の運用に際してのガイドラインについて

一般社団法人 日本美術家連盟

- 1) 集中処理の進んでいない分野において、個々の著作権者が同規定を把握するのにはなかなか困難。
- 2) 放送事業者等のウェブサイト等において推定規定作動の要件を満たすための情報公開が定められている。これは、必要なことであるが、個々の作者や権利者が事前に確認して把握しているとは考えられず、権利者団体も含め一層の周知が必要。そもそも、緊急性がある局面において推定規定が求められているとすれば、公開情報の確認というプロセスを、その場で個々の権利者がとれるかどうかはいささか疑問。他方、情報公開は、各分野の管理事業者が放送事業者との間で放送+同時配信等に係る権利処理や使用料金額のルールを作る際には有用と考えられる。公開情報には、受信効果の規模を確認するため、同時配信等に使用されるメディアやこれを通じた受信者の範囲についての情報も含まれることが望まれる。
- 3) 推定規定の設置後も、原則的には書面等により放送同時配信の可否を明示的に確認することが望ましいとされ、これは重要なことであるが、例示されているような「緊急性」が特に要件とされていないままでは、実態として「放送」の定義を「有線無線の同時送信」に拡張するもののように見える。放送は、受信範囲が限定されているが、ネットを介した配信は受信範囲に限定がなく、「同時」という時間的な限定はあるものの、地理的には日本という枠を超えた世界への公開の一種ととらえることもできる。このように考えると、推定規定の運用にあたって、著作権者に支払われるべき使用料は放送のみであった従前の金額に同時配信等にかかわる金額が加算される必要がある。
- 4) 「たたき台」P4 には、「別段の意思表示」は、放送同時配信等を拒否する旨の意思表示のほか、放送同時配信等を行うにあたっての条件等を伝える意思表示が含まれるとされ、これが使用料の加算について意思表示をしなければ従前の放送のみの使用料で同時配信等も可能ならしめるものとするれば権利者側にはかなり不利な状況をもたらすもののように思える。
- 5) 同時配信等も含む許諾推定を行う場合の使用料支払いのルール作りが必要ではないか。デフォルトの状態では「放送+同時配信等」について許可を得るなら、放送事業者より「同時配信等」に使用しない旨が明示されない場合、同時配信等に係る使用料を加算された使用料が最初に権利者に支払われるべきであり、のぞましいあり方としてガイドラインで言及すべきと考える。「たたき台」の P2 の二つ目の○にも記載のあるように「権利者側が、放送同時配信等において、自身の著作物等が利用されているかを逐一把握することは困難である」とすれば猶更ではないか。

- 6) 使用料支払いのルールについては、各分野の管理事業者と放送事業者の間でルール形成が望まれる。また、このルールを基本的な指針として個々の権利者とのやり取りに応用してもらいたい。

○ガイドライン(望ましい在り方)について必要と思われる事項

- ・原則として同時配信等がなされる場合明示的に書面で許諾契約を締結すること
- ・推定規定を適用する望ましい具体的な要件を定めること
- ・「同時配信等」がなされなれないことを言明しない場合は、「同時配信等」に係る追加使用料を含む著作権料を著作権者に支払うこと